

特定福祉用具購入Q & A

	項目	質問	回答
1	腰掛便座	ウォシュレット付補高便座は支給の対象となるか。	その商品がテクノエイド協会で購入の対象となっており、かつ「補高」を目的としている場合は支給の対象になります。洗浄機能を目的としている場合は支給の対象になりません。
2	腰掛便座	昼間は和式便座の上に腰掛便座を置いて使用し、夜間は転倒の危険があるため、ポータブルトイレを使用したいが、両方介護保険で購入することは可能か。	用途・目的が異なるため可能です。
3	入浴補助用具	浴室内で使う滑り止めマットは支給の対象になるか。	支給の対象になりません。
4	その他	インターネットで購入した場合は支給の対象になるか。	福祉用具専門相談員から説明・助言を受けて購入する必要があるため、インターネットでの購入は支給対象外となります。
5	その他	福祉用具購入後から日にちが経ったが、支給の申請をすることは可能か。	領収後2年間は申請が可能です。ただし、購入日時点で介護認定を受けていた場合のみ支給対象となります。
6	その他	以前に介護保険で購入した福祉用具にカビやぬめりがあり再購入したいが、支給の対象となるか。	破損や身体状況の変化による理由ではないため、支給の対象外です。
7	その他	介護保険で購入した福祉用具が故障して使用できなくなったが、再度購入することは可能か。	再購入の必要性を認める場合に限ります。また、市が部品を交換することを必要と認めた場合は、部品の購入費は支給の対象となります。 再購入する前に必ず市へ相談してください。
8	その他	サービス付き高齢者住宅に居住しているが、福祉用具を購入した場合、支給の対象となるか。	住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、ケアハウスについては給付の対象となります。
9	その他	現在、娘の家に住んでいるので、そちらで使うために福祉用具を購入した場合、支給の対象となるか。	原則、自宅（住民票上の住所）で使用することを目的としているため、支給対象外です。 ※住宅型有料老人ホーム等、給付の対象となる施設（問9回答参照）に入所しており、住所地が自宅になっている場合は、住民票を異動しない理由等を確認したうえで支給の対象となる場合もあるため、事前に市に相談してください。
10	その他	現在入院中で、退院後に自宅で生活するために福祉用具を購入したいが、支給の対象となるか。	退院することが確定している場合は購入していただいて構いませんが、支給の申請は退院後に行ってください。ただし、体調の変化等で退院することが出来なくなった場合は支給の対象になりませんのでご注意ください。